

入間市手数料条例の一部を改正する条例 改正要旨

建築基準法の一部改正（平成30年6月27日公布、令和元年6月25日施行）に伴い、次の改正を行います。

1 用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料

既存不適格建築物は、増改築や用途変更を行う際に現行基準に適合させる必要があります。現行法では、増改築工事を行う際に既存不適格建築物を現行基準に適合させる場合には、全体計画を認定することにより段階的・計画的な改修を可能とする制度がありますが、増改築を伴わずに用途変更を行う際に既存不適格建築物を現行基準に適合させる場合には、一度の改修で現行基準に適合させる必要がありました。法改正により用途変更においても段階的な改修を可能とする全体計画認定制度が導入されることとなったことから、「用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料」を新たに定めるものです。

手数料の額は、埼玉県や近隣市と同額の「27,000円」とします。

2 用途の変更に伴う工事に係る全体計画の変更の認定申請手数料

上記1の用途の変更に伴う工事に係る全体計画に変更があった場合の認定は、建築基準法第86条の8第3項の規定を準用することとなります。このことから、「全体計画の変更の認定申請手数料」の事務の種類を「建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査」から「建築基準法第86条の8第3項（同法87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査」に改めます。

3 興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料

興行場等[※]の仮設建築物の許可制度は、当該仮設建築物を新築する場合に一部の制限が緩和される制度であり、既存建築物を一時的に興行場等の用途に転用する場合はこの制度の適用がありませんでした。法改正により、既存建築物を一時的に興行場等の用途に変更するものについては、新築の仮設建築物と同様に制限の緩和が可能となることから「興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料」を新たに定めるものです。

手数料の額は、埼玉県や近隣市と同額の「120,000円」とします。

※ 興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。）
建築基準法 第87条の3第5項（新設）より

施行日 公布の日